

## 2. 内閣府のアンケート調査の結果及び分析

第 I 章の第 2 節では、フリーランスの規模について 3 つの先行研究の試算を紹介した。それぞれ独自のアンケート調査を用いており、その定義や範囲の違い、さらには推計手法の違いによって比較的大きな幅がみられるが、ここでは、それらの試算の手法を参考にしながら、フリーランスの働き方をする者の規模をより精緻な形で把握するための試算を行う。

### (1) フリーランスの規模等の就業データ把握のためのアンケートの作成

内閣府は、2019 年 1 月から 2 月にかけて、フリーランスの規模等の把握のため、インターネット利用のモニターの方々を対象にしたアンケート調査を行った。アンケート調査のサンプルについては、直近の総務省「平成 29 年就業構造基本調査」の個票を用いた年齢・性別・学歴・就業形態・地域からなる詳細なメッシュ（セル区分数 1,232）<sup>88</sup>に対応させ、日本国全体の属性となるように引き延ばす（ウェイトバック）ことなどによって、より精緻になるよう試算した（詳細は補論 2）。

なお、ウェイトバックに際しては、上記のセル区分を一律に扱うことはせず、今回特に焦点を当てるフリーランスを含む自営業<sup>89</sup>に、より多くサンプル数を配分するように区分を修正することで回答の振れを小さくすることができるようにした。自営業の各セル区分に、より多くのサンプルを割り当てることによって、各セル区分の回答数が多くなり、多くの回答により均された結果が反映されることになる<sup>90</sup>。

あわせて、米国のアンケート調査でも行われているような、回答時間が極端に短い回答の排除、年齢に比して説明がつかない学歴や結婚の有無についての回答の排除を行うなど、アンケート調査においてあり得る様々な問題を取り除くためのデータ・クリーニングを行う。

これらの調整を行って得られる最終的な集計サンプル数を 50,000 としている。そのうち 2,000 サンプル分については、通常のインターネット調査においてサンプルに偏りの可能性が出やすいと先行研究<sup>91</sup>で指摘されてきた有配偶率のずれを踏まえ、性別・年齢別に有配偶率を求め、母集団の有配偶率に近づけるように再配分した<sup>92</sup>。

<sup>88</sup> 年齢（6 区分）・性別（2 区分）・学歴（5 区分）・就業形態（4 区分）・地域（7 区分）からなるクロス集計。それら全てのウェイトのあるクロス集計は公表されていないため、個票から、平成 29 年就業構造基本調査のウェイトバック値を用いて特別集計を行っている。

<sup>89</sup> 全体に引き延ばすウェイトバックの設計上、ここでは自営業主のほか家族従業者を含めている。

<sup>90</sup> 自営業へのセル区分を細かくし、サンプル数の配分を大きくする一方、その代わりとして、今回の分析の主な対象ではない無業者（在学者含む）については、セル区分を粗くし、サンプル数の配分を減らしている。こうした措置により、自営業についてはより詳細のセル区分の中で一人分の回答のセル区分における代表性が小さくなる（より多くの人数で均される）一方、無業者では逆に、精度の高い細かなセル区分ごとの情報がとれないことになる。

<sup>91</sup> 例えば、萩原（2009）参照。

<sup>92</sup> なお、元々の設計時において、有配偶率についてもクロス集計する手法もあり得るが（すなわちメッシュ（セル区分）を更に 2 倍にする）、その区分を細かくすればするほど一つ一つのセル区分に対応する数

以上は、補論2において詳しく説明しているが、特に図表補2-1から図表補2-3までの表において、母集団（約9,200万）の平成29年就業構造基本調査の具体的なセル区分（計1,232）の数値、当該セル区分の数値の全体に対する割合に対応した目標サンプル数50,000の数値及びセル区分ごとのウェイトバック値（日本全国に膨らませる倍率）を具体的に示している。

こうして、総務省「平成29年就業構造基本調査」の性別、年齢、就業形態、学歴、地域からなる属性に概ね<sup>93</sup>合致した標本サンプル50,000が完成する。この標本サンプルの回答を基に、フリーランスに相当する人数規模を把握することとする。

まず、フリーランスの定義として、経済産業省「平成30年度小規模企業の動向・平成31年度小規模企業施策（2019年版小規模企業白書）」においても引用された孫（2018）の定義を参考に試算する。そこでは、就業形態として「自営業主」及び「内職」を対象とし、そのうち雇人がいる者、あるいは店を構えている者、また、農林水産業の者（産業で農林漁業に携わる者）を除いている<sup>94</sup>。これによる試算を行った規模は、約306万人（うち本業約200万人、副業約106万人）である（図表2-9のNo.1）。なお、この約306万人とリクルートワークス研究所の試算400万人との差が約▲100万人あるが、その差については、図表2-9のNo.1の備考にあるとおり、サンプル内で収集した自営業主数の差（内閣府アンケートの方が多）、ウェイトバック値の差（内閣府アンケートの方が小さい）などが起因している。

次に、前述のNo.1の試算の代わりに、「自営業主（雇人なし・実店舗なし）」及び「内職」から除く者を、個人が所属している産業としての農林水産業ではなく、就いている職に着目して、農林漁業従事者に変更する。控除する農林漁業が産業から職業に絞られたことで、やや人数が多くなり、約315万人（うち本業約207万人、副業約108万人）となった（図表2-9のNo.2）。

また、No.2の「自営業主（雇人なし・実店舗なし）」及び「内職」の農業従事者除く人数に対して、いわゆる法人成りして従業員が一人（社長のみ）の法人（一人社長）となった者も含めると、約341万人（うち本業約228万人、副業約112万人）となった（同No.3）。

---

字が小さくなり、回答の振れが生じることから、ここでは事後的に処理することにした。ここで、概念的には、回収目標サンプル数を5万以上に増やせば、一つ一つのセル区分に入る数字が小さくなることは避けられることにはなるが、現実的な問題として今度は、元になるモニター全体の数に限界があるため、抽出する回答の精度が著しく低下する恐れがある。こうしたジレンマがあることを考慮して、調査会社の担当者とも相談しながら、上記で説明した形式でアンケート調査を設計している。

<sup>93</sup> 厳密には、うち2,000サンプルについては、別途、平成29年就業構造基本調査の性別・年齢別（2×6）の有配偶率に近づけるため再配分して調整しており、その分だけ若干のずれが生じる。詳細については補論2参照。

<sup>94</sup> 第I章第2節のフリー・ランス（自由な槍）の柔軟な働き方、第II章第1節で述べた特定の組織等に所属することなく、独立して様々なプロジェクトにかかわり自らの専門性等のサービスを業として提供する働き方の考え方を基にした定義を用いている。なお、これまでの試算でも同様の考え方を採用している。

(図表 2-9 フリーランス相当の働き方の人数規模の試算)

No.	考え方	およその規模(約)	備考
1	<p>就業形態：自営業主（雇人なし・実店舗なし）・内職 産業区分：農林漁業を除く</p> <p>&lt;本業・副業区分&gt; 本業：おもな仕事上記就業形態・産業区分 副業：副業・兼業上記就業形態・産業区分</p> <p>※リクルートワークス研究所試算に近い分類。同試算では、自営業主（雇人なし・実店舗なし）の一人社長が含まれており、内閣府試算でも一人社長を含めると以下の通り。</p> <p>合計：332万人 うち本業：222万人 うち副業：110万人</p>	<p>306万人 本業：200万人 副業：106万人</p>	<p>自営業主（雇人なし・実店舗なし） 本業：192万人、副業：53万人 内職 本業：9万人、副業：53万人</p> <p>&lt;リクルートワークス研究所（RWI）の試算と今回の内閣府試算との差異の内訳&gt; 本業差異：▲100万人（内閣府試算が少ない） ①5万サンプル中の本業自営業主数：RWI：1,405、内閣府：2,594 ②ウェイトバック値（RWI：2,173、内閣府：772（セル区分平均））：+5 ③その他（RWIによる数値の端数処理（305万人→300万人））：+5 副業差異：▲34万人（内閣府試算が少ない） ①5万サンプル中の副業自営業主数（RWI：645、内閣府：767）：▲50万人 ②ウェイトバック値（RWI：2,173、内閣府：1,384（セル区分平均））：+17万人 （注）内閣府試算では、自営業主に係る属性のセル区分に対してサンプルをより多く配分し、ウェイトバックの値を小さくする設計（本文及び補論参照）。</p> <p>各サンプル数×ウェイトの差：▲105万人</p>
2	<p>就業形態：自営業主（雇人なし・実店舗なし）・内職 職業区分：農林漁業従事者を除く</p> <p>&lt;本業・副業区分&gt; 本業：おもな仕事上記就業形態・職業区分 副業：副業・兼業上記就業形態・職業区分</p>	<p>315万人 本業：207万人 副業：108万人</p>	<p>自営業主（雇人なし・実店舗なし） 本業：198万人、副業：55万人 内職 本業：9万人、副業：53万人</p>
3	<p>就業形態：自営業主（雇人なし・実店舗なし）・内職・一人社長 職業区分：農林漁業従事者を除く</p> <p>&lt;本業・副業区分&gt; 本業：おもな仕事上記就業形態・職業区分 副業：副業・兼業上記就業形態・職業区分</p>	<p>341万人 本業：228万人 副業：112万人</p>	<p>自営業主（雇人なし・実店舗なし） 本業：198万人、副業：55万人 内職 本業：9万人、副業：53万人 一人社長 本業：22万人、副業：5万人</p>
4	<p>就業形態：自営業主（雇人なし・実店舗なし）・内職 職業区分：農林漁業従事者を除く</p> <p>&lt;本業・副業区分&gt; 本業：「仕事をおもにしている」者で、おもな仕事上記就業形態・職業区分 副業：以下のいずれかに該当 ①「家事・通学等がおも」（「仕事に従」）の者で、仕事上記就業形態・職業区分 ②おもな仕事はフリーランスではないが、副業・兼業で上記就業形態・職業区分 ※本業・副業計は変わらないが、本業を絞り込み。</p>	<p>315万人 本業：158万人 副業：157万人</p>	<p>自営業主（雇人なし・実店舗なし） 本業：156万人、副業：98万人 内職 本業：2万人、副業：60万人</p>
5	<p>就業形態：自営業主（雇人なし・実店舗なし）・内職 一人社長 職業区分：農林漁業従事者を除く</p> <p>&lt;本業・副業区分&gt; 本業：「仕事をおもにしている」者で、おもな仕事上記就業形態・職業区分 副業：以下のいずれかに該当 ①「家事・通学等がおも」（「仕事に従」）の者で、仕事上記就業形態・職業区分 ②おもな仕事はフリーランスではないが、副業・兼業で上記就業形態・職業区分 ※本業・副業計は変わらないが、本業を絞り込み。</p>	<p>341万人 本業：178万人 副業：163万人</p>	<p>自営業主（雇人なし・実店舗なし） 本業：156万人、副業：97万人（※） 内職 本業：2万人、副業：60万人 一人社長 本業：19万人、副業：7万人 ※No.4の集計値との1万人差は、本業で一人社長、副業で自営業主の者が、ここでは本業フリーランスとカウントしているため、四捨五入の関係で、No.3では影響しなかった。</p>

(参考) (独)労働政策研究・研修機構(JILPT) (2019)の「個人請負型の就業者の人数」の試算との比較での主な留意事項

- JILPT 調査では、収入最多の仕事が農家や漁業者かつ収入次点も農家や漁業者の者を除く。また、自身で事業等を営んでいる者のうち法人経営者や個人事業主で「店主」ではない者が約202万人、雇われない働き方（以下の2の選択肢のうち③～⑤を選択）の者が約188万人、両者の合計から、「従業員を常時使用していない者」を約367万人と試算。
- 就業形態として、内閣府調査は「平成29年就業構造基本調査」の就業形態分類を活用しているのに対し、JILPT 調査では、会社などに雇われている、家族経営の従業員の選択肢に加え、自身で事業等を営んでいる者として、①法人（会社など）の経営者、②個人事業主、③個人業務請負・委託、④自由業、フリーランス、⑤インディペンデント・コントラクター、⑥クラウドワーカー、⑦自営型テレワーカー・在宅ワーカー、⑧シルバー人材センター会員、⑨内職、⑩農家や漁業者からなる選択肢を設け、①～⑩を対象にしている。一人当たりの仕事の数は、内閣府調査が最大3つ、JILPT 調査は最大2つ。
- サンプル設計として、「平成29年就業構造基本調査」を母集団として、目標標本数は内閣府調査が5万なのに対し、JILPT 調査が自営業主等1万+雇用者等1万。ウェイトバックは内閣府調査が1232セル区分、JILPT 調査が60セル区分。

さらに、家事や通学を主にしつつ、すき間時間を活用して副業フリーランスの働き方をする者に着目する。上記3つの試算では仕事がか従かを問わなかったが<sup>95</sup>、以下の2つの試算では、家事や通学等を主としている者のフリーランスの働き方については「副業」に区分する(No.4及びNo.5)。

図表2-9のNo.4は、No.2にある主な仕事の分類で、「仕事をおもにしている」者のみを「本業」にした場合を示しており、それによれば、本業が約158万人、副業が約157万人となった。また、図表2-9のNo.5は、No.3にある主な仕事の分類で、「仕事をおもにしている」者のみを「本業」にした場合を示しており、それによれば、本業が約178万人、副業が約163万人となった。それぞれ合計は変わらないものの、本業の絞り込みにより、それぞれのケースで約50万人が本業から副業に移っている。

なお、上記結果(本業・副業計で約306~341万人)と、第1章第2節で紹介した、(独)労働政策研究・研修機構(2019)の試算(個人請負型の就業者の人数)との人数の比較を図表2-9の(参考)に掲載している。(独)労働政策研究・研修機構(2019)の公表説明資料のうち、①業務・作業の依頼(委託)を受け入れているかどうか、②直接の取引先を主に「事業者」としているか、といった絞り込みのないベースとして公表されている約367万人は、内閣府試算のNo.3及びNo.5(ともに一人社長含みの雇人なし・店舗なしの自営業主)にある約341万人と近い人数規模となっている。

次に、フリーランスに相当する人数(No.1~No.5)<sup>96</sup>と雇用者数との属性の違いについて確認する。その際、米国の労働統計局が2018年に発表したフリーランスを含む独立契約者(independent contractors)と比較する。ただし、米国の独立契約者は、本業(sole or main job)としての位置付けであり、本稿の本業フリーランス相当に対応させる。図表2-10にあるとおり、日本の本業フリーランス相当は、全就業者比率では3%前後であり、米国の6.9%の4割程度であった。また、本業フリーランス相当の女性比率は2割前後であり、米国(35.7%)に比べて低い。学歴については、本業フリーランス相当は、中・高卒の割合が比較的高く(50%台後半)、米国の32.9%と比べても比較的高い<sup>97</sup>。

平均年齢について、日本の本業フリーランス相当は54歳前後であり、日本の正規雇用(42.5再)、非正規雇用(47.5歳)よりも高い。ここで、本業フリーランス相当について、産業・職種ごとに割合をみた(補論3-2)。それによれば、産業別で、建設業が20%程度と最も多く、職業別では、専門的・技術的職業従事者が40%程度と最も多くなっている。建設業のいわゆる一人親方などは、概ねこの分類に含まれており、全体で最も高い割合となっている。

<sup>95</sup> 家事や通学が主であっても、仕事をしていれば、アンケートの回答にある「おもな仕事」に応じて、本業フリーランス(自営業主(雇人なし・実店舗なし)・内職(・一人社長)のうち農林漁業(農林漁業従事者)除く)か副業フリーランス(同)かを区別。

<sup>96</sup> ここでは図2-9に示した5分類をフリーランスと定義しているが、フリーランス自体の定義が一般的に定まっているわけではなく、定義によっては範囲が異なってくることに留意する必要がある。

<sup>97</sup> 例えば、米国とは異なり日本では、非正規雇用となっている者がフリーランス相当の働き方と近いことが理由の一つとの指摘もある。

(図表2-10 フリーランス相当の人数と雇用者数の属性比較)

No.	フリーランス相当					雇用者		米国 <sup>※1</sup>
	1	2	3	4	5	正規	非正規	IC <sup>※2</sup>

## &lt;本業&gt;

人数(万人)	200	207	228	158	178	3,551	2,066	1,061
全就業者比率	3.0%	3.1%	3.4%	2.4%	2.7%	53.6%	31.2%	6.9%
女性比率	25.6%	25.1%	25.1%	16.9%	17.5%	32.2%	69.1%	35.7%
既婚者比率	59.9%	60.1%	60.6%	57.3%	58.2%	56.9%	56.9%	n.a.
うち配偶者が有業	36.6%	36.9%	37.5%	34.4%	35.5%	39.6%	44.8%	n.a.
平均年齢	54.9	54.9	55.0	53.7	54.0	42.5	47.5	n.a.
学歴 <sup>※3</sup>								
中・高卒	57.7%	57.9%	56.2%	58.4%	56.5%	37.7%	49.5%	32.9%
専門・短大・高専卒	19.0%	19.1%	19.5%	18.5%	18.9%	22.3%	26.1%	25.7%
大学卒	21.6%	21.4%	22.7%	21.6%	23.0%	35.2%	15.4%	37.3%
大学院卒	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	4.6%	1.0%	
在学中	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	8.0%	4.1%

## &lt;副業&gt;

人数	106	108	112	157	163
全就業者比率	1.6%	1.6%	1.7%	2.4%	2.5%
女性比率	50.8%	50.0%	49.2%	50.6%	49.9%
既婚者比率	51.2%	51.4%	52.4%	56.9%	57.6%
うち配偶者が有業	41.0%	41.3%	41.6%	42.5%	42.5%
平均年齢	42.7	42.8	43.2	47.7	48.0
学歴					
中・高卒	37.9%	37.7%	37.5%	43.4%	43.0%
専門・短大・高専卒	25.0%	25.0%	25.1%	23.9%	24.1%
大学卒	29.3%	29.5%	29.7%	26.8%	27.1%
大学院卒	3.9%	3.8%	4.0%	3.2%	3.3%
在学中	3.8%	3.9%	3.7%	2.7%	2.6%
既卒 教育を受けた平均年数	14.0	14.0	14.0	13.8	13.8

## &lt;全体&gt;

人数(万人)	306	315	341	315	341
全就業者比率	4.6%	4.8%	5.1%	4.8%	5.1%
女性比率	34.3%	33.6%	33.0%	33.6%	33.0%
既婚者比率	56.9%	57.1%	57.9%	57.1%	57.9%
うち配偶者が有業	38.1%	38.4%	38.8%	38.4%	38.8%
平均年齢	50.7	50.7	51.1	50.7	51.1
学歴					
中・高卒	50.9%	51.0%	50.0%	51.0%	50.0%
専門・短大・高専卒	21.1%	21.2%	21.4%	21.2%	21.4%
大学卒	24.3%	24.2%	25.0%	24.2%	25.0%
大学院卒	2.4%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%
在学中	1.4%	1.4%	1.3%	1.4%	1.3%
既卒 教育を受けた平均年数	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6

(備考)内閣府(2019)及び米国労働統計局(2018)により作成。

※1 米国は、一つ又は主要な仕事(sole or main job)が対象。なお、本調査の議論については本文の第1章第2節参照。

※2 独立契約者(Independent Contractors)。

※3 米国については、学歴の区分が異なり、在学(school enrollment)と既卒(educational attainment)の合計から計算。

専門・短大・高専卒については、米国の分類some college or associate degreeを当てている。大卒と大学院卒の区別はなし。

そうした産業・職種では、とりわけ 60～69 歳が高い割合となっており、本業フリーランス相当の年齢構成の高さに寄与している。一方、副業フリーランス相当の場合で見ると、年齢は相対的に高くはなっていない（42～48 歳）。また、学歴も中・高卒の割合が 40%前後と日本の正規雇用（37.7%）と大きな違いはみられない。

そもそも日本では、本業フリーランス相当の働き方の割合が 3%程度と米国の 6.9%よりも低く<sup>98</sup>、米国ほど広く普及している働き方ではないため、一部の属性の傾向が比較的強く反映される可能性がある。ここで、本業フリーランスのオッズ比（属性別にみて、どのような人が多くみられるか）を定量的に把握する。本業フリーランスかどうかの 2 値変数を被説明変数とし、年齢などを説明変数としたロジスティック関数による回帰分析を行い、それぞれの説明変数のオッズ比を求めた（図表 2-11）。

フリーランス相当の規模の試算の No.1 から No.5 まで、全体としての傾向としてはそれほど変わらない。まず、性別については、女性の方が男性に比べてフリーランス相当であるオッズ比が半分（0.5 倍）程度となっている（男性の方が 2 倍多い）。また、年齢が上がるほどフリーランス相当となるオッズ比が高まり（1 歳ごとに 1.05 倍）、学歴で見れば、中高卒と比較して、大学卒さらには大学院卒であればフリーランス相当がそれぞれ 3/4 倍程度、1/3 程度へとオッズ比が低下する。さらに、扶養者の数については、扶養者がいない場合（＝基準）と比べて、扶養者が多ければ多いほどフリーランス相当が少ない傾向となっている。さらに、過去の仕事での兼業禁止がある場合には、それがいない場合と比べて、フリーランス相当のオッズ比が 0.8 倍程度に低下している。すなわち、過去の仕事での兼業禁止がフリーランス相当として働くのを妨げていたことが示唆される。なお、過去の仕事での転職禁止の有無については、過去の仕事での兼業禁止のように有意ではなかったが、一定程度オッズ比が低くなっている<sup>99</sup>。そのほか、フリーランスの働き方については、発注者が必ずしも IT 等を活用することがないため地方勤務には馴染まず、都市近郊に在住をせざるを得ないとの指摘があり<sup>100</sup>、その当否を確認した。ここでは、東京都・大阪府・愛知県の 3 都府県のダミー変数により違いを見たところ、それ以外の道府県と比べて多いとの傾向はうかがえたが（約 1.07～1.08 倍程度）、統計上明らかであるとは言えない結果となった<sup>101</sup>。

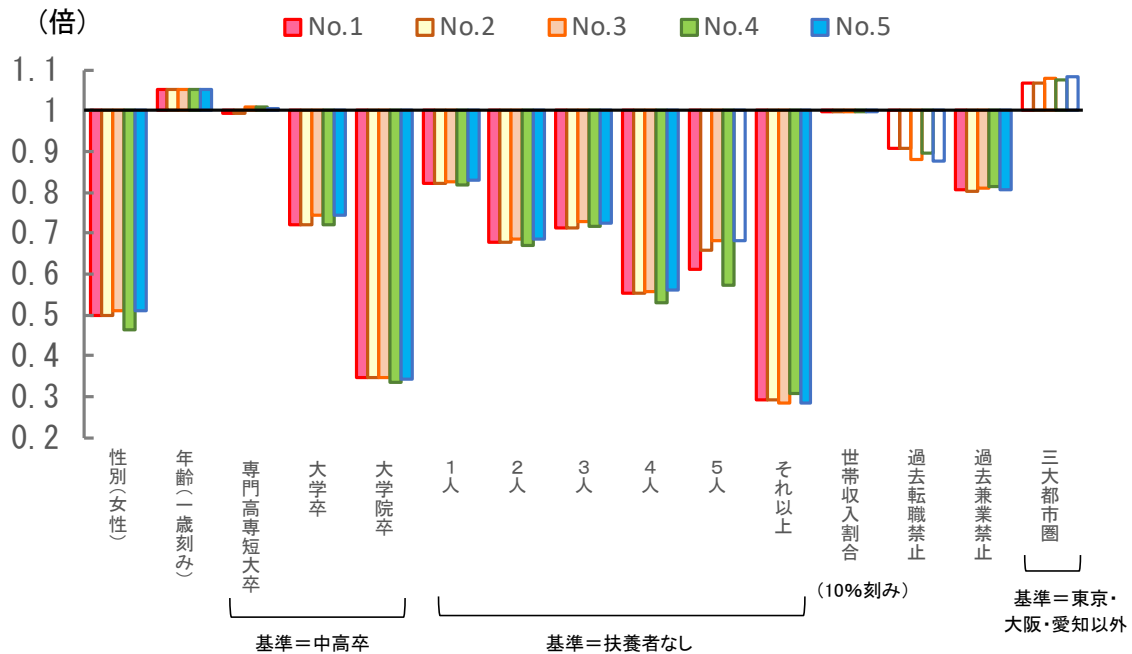
<sup>98</sup> 米国労働統計局が発表した 6.9%については、第 1 章第 2 節で説明した通り、他の調査結果と比べて低いことなどが指摘されており、それを考えると、日本の数値は相対的により一層低いものになっている可能性がある。

<sup>99</sup> 標準偏差（ばらつき）が大きいため、有意水準 5%ではオッズ比 1 を棄却できていないが、P 値は、それぞれ No. 1 で 0.348、No. 2 で 0.346、No. 3 で 0.202、No. 4 で 0.294、No. 5 で 0.196 であった。（注：P 値が 0.1 以下で 10%有意水準でオッズ比 1 を棄却）

<sup>100</sup> 例えば、協同組合日本イラストレーション協会からは「在宅勤務は地方移住と親和性があると考えるのは非常に早計であり、発注側との関係は、意外とアナログであり、営業活動の重要性を考慮すると、都市近郊に在住せざるを得ず、現に会員のほとんどが、都市居住者によって占められているのが実状である」との指摘あり（2018 年 12 月 25 日 第 3 回雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会 参考資料 1）

<sup>101</sup> 有意水準 10%水準の基準。三大都市圏の P 値はそれぞれ、No. 1 で 0.272、No. 2 で 0.272、No. 3 で 0.182、No. 4 で 0.238、No. 5 で 0.175 であった。三大都市圏においてフリーランス相当の出現確率が比較

(図表 2-11 本業フリーランス相当の働き方の人数推計の属性別オッズ比)



(備考) 内閣府実施のアンケート調査結果(2019)より作成。色付きは、統計的に10%基準の水準で有意に1でないものを示す(色抜きは1である帰無仮説を棄却できず)。その他の説明変数として、主な仕事での産業及び職業ダミーあり。また、ここで「過去転職禁止」とは競合他社への転職のほか、競合他社への取引禁止、競業する事業の独立開業についての禁止・制限を指す。さらに、「過去兼業禁止」とは競合他社での副業、取引の禁止・制限を含む。なお、上記推計結果の詳細については、補論3-1参照。

以上、フリーランス相当の働き方をする者について、その人数規模、構成比、そうした働き方をする者の属性ごとのオッズ比(出現確率)といった全体像を示した。以下では、これらの結果を踏まえ、さらに、第I章第2節(2)でみたとおり、労働の円滑な移動を妨げる制度の一つである競業避止義務に着目し、競業避止義務の我が国における実態、またそれらが賃金や転職・転職希望に与える影響などについて分析を進める。

## (2) 競業避止義務の状況分析

第I章第2節(2)では、米国を中心に、競業避止義務による影響が注目を集めていることを紹介したが、我が国においても、今回のアンケート調査を用いて、競業避止義務の状況を定量的に把握する。労働移動が円滑になされることにより、より労働生産性が高い分野へと労働者が移り、マクロの生産性が上がる効果が期待される。また、様々な活躍の場が広がることで労働者の能力が活かされる機会が増えれば、一人一人の生産性そのものも向上する効果が期待できる。それらを妨げる過度な競業避止義務があるかどうかという観点から、その実態を把握し、分析を行う。

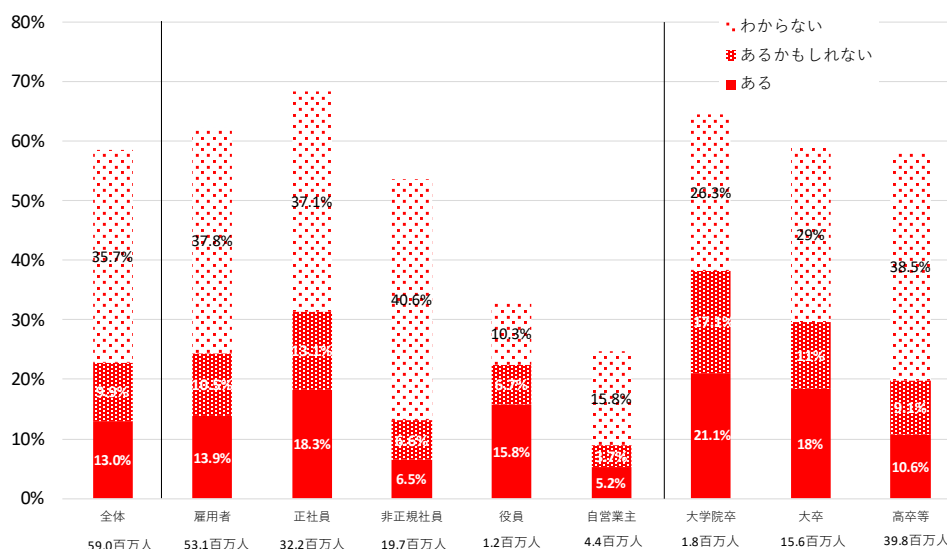
的高いとの一定の傾向はうかがえるが、他の説明変数と比べて説明力は低い。

今回のアンケート調査では、個々人の職業等の属性に加え、現在及び過去の仕事の競業禁止義務の有無や兼業・副業禁止の状況についても回答を求めている。アンケート調査の設計にあたっては、米国の先行研究を参考にしており、米国と比較しながら、結果を確認する。

### ① 競業禁止義務の締結状況

図表 2-12 において、今回のアンケート調査の結果による競業禁止義務の締結の状況を把握し、併せて就業形態別及び学歴別状況を確認する。

(図表 2-12 就業形態及び学歴別の競業禁止義務の締結割合)



- (備考) 1. 内閣府実施のアンケート調査結果 (2019) より作成。おもな仕事で競業禁止義務がある、あるかもしれない、わからないと回答したサンプルをウェイトバックして集計。  
 2. 平成 29 年就業構造基本調査におけるそれぞれの人数との差として、内閣府調査は、上記の雇用形態や学歴について揃えているもののアンケート調査の制約から対象が 15 歳から 74 歳までとなっていること、また、ここでは産業もしくは職業で「分類不能」を選択したサンプルは除外していること、産業で「国家公務」「地方公務」を除外していること (米国との比較用) が挙げられる。  
 3. 会社などの役員は、仕事の主従で「仕事がおも」と回答を対象にしている。  
 4. 上図の他、フリーランス相当の者については、図表 2-9 の番号順に、以下の通り。  
 No. 1 : 「ある」 4.4%、「あるかもしれない」 4.1%、「わからない」 15.8%、No. 2 : 「ある」 4.4%、「あるかもしれない」 4.1%、「わからない」 15.9%、No. 3 : 「ある」 4.6%、「あるかもしれない」 4.2%、「わからない」 15.8%、No. 4 : 「ある」 4.3%、「あるかもしれない」 4.2%、「わからない」 16.1%、No. 5 : 「ある」 4.3%、「あるかもしれない」 4.3%、「わからない」 16.1%

その結果から、就業者全体では、競業禁止義務の契約が「ある」と答えた者が 13.0%、「あるかもしれない」が 9.9%、「わからない」が 35.7%であった。「ある」と答えた者の割合は、就業形態別に見た場合、正社員雇用者や役員、また学歴別にみた場合では大学院卒で高い傾向が見られた。

また、フリーランス相当の者については、退職後の競合会社への転職制限・禁止としての競業禁止義務を、取引終了後の新たな競合契約先への取引制限・禁止の規定と読み替えてもらっており、それによれば、「ある」が 4.3%~4.6%、「あるかもしれない」 4.1~4.3%との結果であった。このように、割合としては低いものの、フリーランスにも競業禁止義務が一定程度課されている状況がうかがえる。



また、米国の2014年の調査結果<sup>102</sup>においては、雇用者を対象にした競業避止義務の有無について、「Yes」との回答が15.2%あり、さらに”maybe” category とされる「聞いたことはない(24.8%)」、「あるかどうか分からない(2.2%)」、「言いたくない(0.23%)」、「覚えてない(2.5%)」からなる回答を基に多重代入法により推計した結果、18.1%とされる。その結果については、今回の日本での結果と特に目立った違いはみられなかった。

## ② 産業別・職業別の競業避止義務の締結割合

さらに、競業避止義務がどのような分野で特に見られるのかを確認する。まず雇用者について、産業別と職業別でどの産業、どの職業の競業避止義務の締結割合が高いか、一覧にして分かりやすくしたものを図表2-13(1)で示している。色の濃いセル区分が競業避止義務割合の高いことを示している。なお、空欄は、サンプル数が20以下と少なく、信頼性を欠くためここでは省略している。

その結果によれば、各産業に幅広く高い競業避止義務の締結割合となっている職業は、管理的職業従事者であった(37.0%)。また、全体として最も競業避止義務の締結割合が高い職業は、電気・電子・機械・素材・科学技術者であった(42.2%)。当該技術者のうち、産業別では、製造業の分野で幅広く高かった。次に競業避止義務の締結割合が高い職業は、研究者であった(40.6%)。当該研究者のうち、産業別では、その他製造業(51.3%)、化学工業・石油石炭・窯業土石製品等(43.7%)などで高かった。このように、技術者や研究者の競業避止義務の締結割合が高い産業では、特許も多く保有されており、特許以外の企業の技術やノウハウ等に係る秘密といった知的財産も多くあると考えられ、その保護のために、競業避止義務がかけられているとの解釈が考えられる。

こうした技術者・研究者に加え、職業別では、営業職(36.8%)、事務職(25.2%)については、各産業で幅広く競業避止義務の締結割合が比較的高い。営業職への競業避止義務については、担当者の顧客名簿を転職後・開業後にも、競争相手に奪われないようにするためのものである可能性などが考えられる。一方、事務職への競業避止義務については、その解釈は容易ではない。事務職の割合は、全体の有業者に占める割合が21.4%<sup>103</sup>と職業別にみた場合に最も高く、その分野で必要性の乏しい競業避止義務が課せられているのであれば、労働移動の過度な制約となる可能性があり、その見直しが課題と考えられる。同様の傾向が、生産工程従事者についても見られる点には留意が必要である。

<sup>102</sup> Starr, Prescott and Bishara (2019)による。

<sup>103</sup> 「おもな仕事」としての職業の内訳。

(図表2-13(1)) 産業別・職業別の競業禁止義務「ある」「あるかもしれない」(雇用者)

産業	職業	農林漁業	鉱業・採石業・砂利採取業	建設業	食料・飲料・たばこ・飼料	繊維工業・繊維製品	化学工業・石油・石炭製品・窯業・土石製品等	鉄鋼業・非鉄金属製品・金属製品	機械(生産用、業務用、電子部品、電気、情報通信等)	その他製造業	通信業	放送業、情報サービス業、映像、音声、文字情報等	運輸業	卸売・小売業	金融業・保険業	学術研究・専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業	教育・学習支援業	医療・福祉	電気・ガス・水道、不動産業、情報サービス、郵便局、各種団体等	職業計
	管理的職業従事者			29.1%	41.7%		41.3%	48.2%	54.4%	40.2%	38.6%	32.9%	42.2%	30.4%	49.8%	35.1%	23.6%	31.0%	46.3%	27.8%	33.0%	37.0%
	研究者(自然科学・人文・社会科学)						43.7%			51.3%						28.7%						40.6%
	農林水産・食品技術者	22.0%			33.0%																	27.7%
	電気・電子・機械・素材・科学技術者			31.2%			51.0%	45.5%	45.3%	44.2%	39.9%		21.0%	26.1%		36.6%					36.5%	42.2%
	建設・土木・測量技術者			22.2%												15.9%					42.4%	22.4%
	システムコンサルタント・ソフトウェア・情報処理・情報通信技術者								37.0%	50.8%	33.8%	36.4%		48.0%	43.0%	39.9%						37.6%
	保健医療従事者(医師、保健師、医療技術者等)															33.1%			20.8%			21.0%
	法務関連専門職、会計・経営・金融等関連専門職														36.2%	39.5%						34.5%
	教員(個人教師は除く)															29.5%						29.3%
	著述家・記者・編集者・美術家・デザイナー・ライター・写真家・音楽家等									38.8%	21.5%						13.2%	10.0%	17.8%	24.8%	17.3%	21.2%
	事務職	22.1%		22.2%	30.9%	20.9%	37.5%	26.3%	43.6%	32.3%	32.7%	26.8%	20.2%	23.7%	30.0%	22.3%	18.7%	20.8%	17.4%	22.4%	25.2%	
	商品販売、販売類似				10.5%						25.5%	27.0%	40.9%	16.0%			17.9%	23.1%	20.2%		24.6%	17.3%
	営業職			25.1%	46.6%		46.9%	28.6%	50.9%	42.4%	48.7%	43.8%	38.4%	34.2%	35.0%	42.0%	27.0%	38.6%	24.0%	32.2%	36.8%	
	生活支援、介護、社会福祉、生活衛生サービス、保安職業等				22.3%					20.9%	34.8%	18.9%	23.0%	16.1%	30.6%	29.9%	11.3%	15.2%	16.4%	16.8%	18.8%	17.7%
	飲食物調理、接客・給仕(宿泊・飲食・娯楽)				25.1%								20.8%	12.9%			9.2%	17.8%		15.6%	15.0%	11.6%
	農林漁業従事者	10.3%																				12.1%
	生産工程従事者				16.6%	20.8%	24.9%	22.5%	29.2%	22.0%			23.7%	20.8%							29.7%	22.8%
	輸送・機械運転従事者			21.3%						26.7%			22.4%	19.8%						5.6%	19.7%	22.0%
	建設・採掘従事者			18.0%							36.1%										27.9%	21.3%
	運搬・清掃・梱包等従事者				19.0%					9.3%			15.8%	19.1%			9.9%	10.8%		12.2%	13.5%	15.2%
	職業計	17.4%	22.9%	22.7%	23.9%	23.7%	35.4%	28.5%	40.6%	29.4%	35.1%	32.3%	22.3%	20.5%	34.1%	28.0%	11.3%	18.7%	25.1%	18.7%	24.3%	24.4%

(備考) 1. 内閣府実施のアンケート調査結果(2019)より作成。競業禁止義務について「あるかもしれない」「あるかもしれない」と回答したサンプルについて、ウェイトバック後の数値を集計した。  
 2. 産業もしくは職業で「分類不能」を選択したサンプルは除外した。また、産業で「公務」を選択したサンプルは除外した。また、就業形態が「会社以外のおも」で「仕事以外のおも」を選択した者を除外した。  
 3. ひとつのサンプルによる影響を少なくするため、各産業×職業のセルで20以上のサンプルが集まったセルのみを対象とした。

次に、縦軸の産業別でみると、機械（40.6%）、化学工業等（35.4%）の割合が高いが、管理的職業従事者や営業職、技術者等の一部の職業に集中している。一方、学術研究等（28.0%）においては幅広い職種に競業避止義務が課されていることが分かる。経済産業省（2013b）の企業アンケート調査においても、競業避止義務の割合が高い産業として、化学（43.3%）、窯業・土石製品（34.8%）、電機・情報通信機械・電子部品（30.8%）、またサービス業では、専門技術サービス業（31.2%）などが特に高い割合となっており、企業調査と個人調査の違いはあるが、両方で産業別の傾向に大きな違いは見られなかった。

また、雇用者を対象にした米国での競業避止義務の調査結果（Starr et al. (2019)）によれば、米国においても、2014年時点で職業として管理職（Management）は、幅広い産業で競業避止義務締結割合が比較的高く、特に製造業や情報通信業などでその傾向が強くみられたとの結果であった。また、営業職（Sales, related）も締結割合が比較的幅広い産業に見られる職種であることなど、今回の調査とも共通した結果がみられた。これらは、日本と米国の企業がともに、知的財産や顧客名簿の保護の重視のために競業避止義務を課しているという特徴を有していることを示唆している。

次に、フリーランス相当の働き方について、産業別及び職業別の競業避止義務の割合を確認する。ここでは、スペースの都合上、人数が最も多い分類（図表2-9のNo.3）を用いて確認することとする<sup>104</sup>。その結果を図表2-13（2）で示している。なお、フリーランスについては、雇用主となる者がいないため、前述の自営業主と同様、退職後の競合会社への転職制限・禁止としての競業避止義務を、取引終了後の新たな競合契約先への取引制限・禁止の規定と読み替えて回答してもらっている。また、サンプル数が雇用者と比べて少ないため産業、職業の区分を一部まとめていること、表示していないセル区分は10サンプル未満（前述の雇用者では20サンプル未満が非表示）としている。

図表2-13(2)の結果からは、職業別にみて、専門的・技術的職業従事者、販売従事者（営業職含む）、管理的職業従事者、サービス職業従事者<sup>105</sup>について、幅広く競業避止義務が課せられていることが分かる。産業別では、金融業・保険業の割合が最も高く（23.7%）、次いで製造業（13.3%）、情報通信業（10.0%）であった。それらのクロス集計の結果では、金融業・保険業の販売従事者（25.8%）の割合が最も高く、同業の専門的・技術的職業従事者（20.2%）、生活関連サービス業の販売従事者（20.4%）などの割合が高かった。

---

<sup>104</sup> 雇用者と異なり、フリーランスはサンプル数が相当程度少なくなるため、職業や産業で細かく分類すると、個々のセル区分の数値が小さくなることに留意する必要がある。なお、念のため、他も確認してみたが、一人社長を含むことによる管理的職業従事者のサンプル増のほかには、全体の傾向として大きな違いは見られなかった。

<sup>105</sup> 具体的には、例えば、家事代行サービス、家政婦（夫）、介護職員、理容師、美容師、クリーニング職、飲食店主、旅館主、ビル・マンション管理人、旅行・観光案内人、物品賃貸人など生活関連サービス等がここに含まれる。

(図表 2-13(2) 産業別・職業別の競業避止義務「ある」「あるかもしれない」(フリーランス))

産業 職業	農林漁業	鉱業・採 石業・砂 利採取業	建設業	製造業	電気・ガ ス・水道 業	情報通信 業	運輸業・ 郵便業	卸売業・ 小売業	金融業・ 保険業	不動産 業・物品 賃貸業	学術研 究・専 門・技術 サービス 業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービス 業	教育・学 習支援業	医療・福 祉	郵便局・ 協同組合	事業サー ビス・各 種団体等	職業計
	管理的職業従事者			15.5%	0.0%		14.7%		5.0%	13.4%	1.6%	0.0%		8.4%				13.4%
専門的・技術的職業従事者	8.1%		6.1%	18.2%	15.4%	8.0%			20.2%		7.5%		9.7%	7.2%	5.6%		0.0%	8.0%
事務従事者								14.9%		0.0%								10.4%
販売従事者				10.4%		15.7%		7.0%	25.8%	12.2%			20.4%					11.3%
サービス職業従事者						10.0%		0.0%			8.8%		7.7%	6.9%	0.0%		7.7%	8.4%
保安職業従事者																		
農林漁業従事者																		
生産工程従事者				15.1%														15.4%
輸送・機械運転従事者																		6.9%
建設・採掘従事者			5.7%															6.6%
運搬・清掃・包装等従事者							23.4%						14.1%					20.0%
産業計	9.3%		6.3%	13.3%	5.8%	10.0%	9.3%	7.1%	23.7%	5.4%	7.6%	6.1%	9.8%	9.2%	5.7%		9.1%	8.8%

(備考) 1. 内閣府実施のアンケート調査結果(2019)より作成。競業避止義務について「ある」「あるかもしれない」と回答したサンプルについて、ウエイトバック後の数値を集計した。  
 2. フリーランスは就業形態で自営業主(雇人なし・実店舗なし)・内職・一人社長のうち、職業で「農林漁業従事者」以外を選択した者をフリーランスと定義した。  
 3. ひとつのサンプルによる影響を少なくするため、各産業×職業のセルで10以上のサンプルが集まったセルのみを対象とした。

こうした業種・産業が高くなる傾向は、先に見た雇用者の場合と同様に、技術やノウハウなどの知的財産、顧客名簿の保護を重視していることなどが影響していると考えられる<sup>106</sup>。

ただし、フリーランス相当の働き方の目立った特徴として、「運搬・清掃・包装等従事者」の競業避止義務の割合が全体として20.0%と高く、特に運輸業・郵便業(23.4%)、生活関連サービス業(14.1%)で高かった。これらの分野を含め、競業避止義務契約の在り方について、政策面では、判例の収集等を通じた周知、実態把握と関連法令の整理などが重要である。

以上の通り、職業別、産業別それぞれにおいて、各分野の特徴に応じた競業避止義務が一定程度みられている。その中には競業避止義務が比較的高い比率で課せられている職業、産業があることに留意が必要である。第Ⅱ章第2節(2)において示した米国の先行研究によれば、競業避止義務の過度な締結は、労働者の円滑な移動を妨げ、起業やイノベーション等へ悪影響をもたらす可能性があり、そうした負の影響が我が国においても同様に見られるのかどうかについて、さらに個々の企業レベルにさかのぼって分析することが今後の課題である。

### ③ 雇用者の競業避止義務の日米比較

次に、米国と比較しながら、雇用者の競業避止義務の締結状況を属性別に確認する。図表2-14では、競業避止義務の締結割合から、企業の種類(営利・非営利)、男女別、年齢別、学歴別、年収別、契約交渉の有無別など、Starr et al. (2019)の区分に沿って、内閣府調査による日本のケースを当てはめて比較している。

その結果によれば、雇用者全体の競業避止義務の締結割合は、両国で大きく変わらない(米国18.1%)、日本「ある」(13.9%)、「あるかもしれない」(10.5%)。一方、過去の競業避止義務を含む場合<sup>107</sup>では、米国38.1%なのに対し、日本では、「ある」15.7%、「あるかもしれない」12.2%となっており、日本の方が低い結果であった。これは、過去の職務経験がある者、すなわち転職経験のある者がそもそも我が国の場合には米国と比べて割合が小さいことが影響している可能性などが考えられる。実際、1年間で離職を経験した人の割合は、2017年、日本で14.9%なのに対し、米国では43.3%と比較的高く、また、平均勤続年数で見ても、2018年、日本が12.4年であるのに対し、米国では4.2年と比較的短い。こうした日本の転職の少なさが、競業避止義務の過去の経験そのものの低さにつながっていることが考えられる。

<sup>106</sup> 判例では、競業避止義務契約の有効性判断のポイントとして、技術的な秘密や営業上のノウハウなどに係る秘密、顧客との人間関係等が企業の利益の有無として挙げられている(経済産業省(2013)委託事業(委託先:三菱UFJリサーチ&コンサルティング))。

<sup>107</sup> これまでの職歴の中で競業避止義務を締結していた者を含む場合を指す。

(図表2-14 雇用者の競業禁止義務の日米比較)

番号	項目	日本 (2019年) <sup>(※1)</sup>	米国 (2014年)
1	競業禁止義務の締結割合	ある : 13.9% あるかもしれない : 10.5% わからない : 37.8%	18.1% <sup>(※2)</sup>
2	過去含む競業禁止義務締結割合	ある : 15.7% あるかもしれない : 12.2% わからない : 45.0%	38.1%
3	営利企業での締結割合	ある : 14.2% あるかもしれない : 11.2% わからない : 37.5%	19.0%
4	民間非営利団体 <sup>(※3)</sup> での締結割合	ある : 12.3% あるかもしれない : 7.7% わからない : 38.8%	9.8%
5	男性 (過去締結含む)	ある : 17.4% (19.6%) あるかもしれない : 12.6% (14.4%) わからない : 34.0% (39.7%)	18.8%
6	女性 (過去締結含む)	ある : 9.7% (11.2%) あるかもしれない : 8.1% (9.6%) わからない : 42.1% (51.3%)	17.3%
7	50歳未満 (過去締結含む)	ある : 13.9% (15.3%) あるかもしれない : 11.9% (13.4%) わからない : 40.4% (47.3%)	19.5%
8	50歳以上 (過去締結含む)	ある : 13.8% (16.6%) あるかもしれない : 8.1% (10.1%) わからない : 33.2% (41.2%)	14.7%
9	学士号無し (過去締結含む)	ある : 11.4% (13.2%) あるかもしれない : 9.8% (11.4%) わからない : 41.2% (49.2%)	14.3%
10	年収 \$ 4 万以下 <sup>(※4)</sup> (過去締結含む)	ある : 8.8% (11.6%) あるかもしれない : 16.4% (17.5%) わからない : 44.6% (49.4%)	13.5%
11	知ったタイミングが契約前	あるのうち : 50.2% あるかもしれないのうち : 28.0%	60.8%
12	交渉あり <sup>※5</sup> (契約前知る)	あるかつ契約前知るのうち : 38.5% あるかもしれないかつ契約前知るのうち : 51.4%	11.61%
13	交渉あり <sup>※5</sup> (契約後知る)	あるかつ契約後知るのうち : 30.3% あるかもしれないかつ契約後知るのうち : 44.5%	6.26%
14	契約書を読んで契約	あるのうち : 59.8% あるかもしれないのうち : 36.3%	87.75%
15	読まずに契約	あるのうち : 9.8% あるかもしれないのうち : 6.3%	6.66%
16	家族や友人や弁護士に相談	あるのうち : 1.4% あるかもしれないのうち : 2.0%	18.34%

(※1) 日本は、①産業もしくは職業で「分類不能」、②産業で「国家公務」「地方公務」、③会社などの役員で「仕事以外がおも」、のいずれかに該当するサンプルを除く。なお、前出の図表2-12の「全体」「学歴別」は就業者。

(※2) 米国 (Starr, et al. (2019)) は、ここでは属性等のウェイト調整後でかつ、Multiple Imputation実施後の結果。以下同じ。なお、ウェイトなしの場合、Yes 15.2%、maybe category 29.7%。

(※3) 日本は、学校教育、医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、郵便局・協同組合、政治/経済/文化団体・宗教・その他サービス。

(※4) 日本は、399万円以下。

(※5) 交渉の有無は、米国は競業禁止義務そのものの交渉及び競業禁止義務契約締結に代わる待遇の交渉であるのに対し、日本は競業禁止義務のある仕事での就業条件交渉。なお、日本の競業禁止義務そのものの交渉は契約前・ある2.6% (あるかもしれない2.0%)、契約後・ある1.3% (あるかもしれない2.3%)。

(※6) 1~9は補論2に述べた詳細ウェイトバックの方法により全国に引き延ばしたもの。10~16は補論4に述べた手法によるデータを、性別、年齢(6区分)、学歴(3区分)、就業形態(雇用者・自営業)の52セル区分でのウェイトバックにより全国に引き延ばした。

その他に、日本の場合、競業避止義務について事前に「交渉あり」とする回答が 38.5% と米国の 11.61% に比べて比較的高いこと、事前交渉なしの場合でも、事後的に知ったとして「交渉あり」と答えた割合が 30.3% と、米国の 6.26% に比べて比較的高いという特徴がみられた。一方で、競業避止義務についての家族や友人、弁護士への相談割合は、米国が相対的に高く (18.34%)、日本では相対的に低い (「ある」の回答は 1.4%、「あるかもしれない」の回答は 2.0%)。このように、日本では、競業避止義務について、交渉する意識は米国以上に高いことがうかがえるものの、それを相談することがなく、自らの判断で競業避止義務の締結をする契約を行っている可能性を示している。競業避止義務については、相談のタイミングを設けるなどの配慮が必要であることを示唆している。

#### ④ 競業避止義務の賃金や転職・開業への影響

こうした競業避止義務契約の実態を踏まえ、次に、そうした契約が賃金<sup>108</sup>や転職希望にどのような影響を与えているかを確認する。

まず、賃金への影響については、図表 2-15①にその推計結果を示している。それによれば、競業避止義務契約があることにより、競合する企業への転職や競合する事業の立上げを諦めさせることへの見返りとして、プラスの賃金プレミアムの効果が見られる<sup>109</sup>。ただし、雇用者と本業フリーランス相当の働き方をする者との賃金プレミアムの差が大きくなっており、競業避止義務は、雇用者よりもフリーランス相当の働き方をする者により大きな影響を与える可能性があることがうかがえる。

また、Starr et al. (2019) の米国の研究にあるとおり、競業避止義務契約があることを知ったのが契約の前と後とで影響が異なっていることも大きな特徴となっている<sup>110</sup>。雇用者では、契約の前に認識している方が契約後の場合よりも、わずかに賃金プレミアムが高い程度であるが、本業フリーランス相当では、契約の前後の認識の差が顕著になっている。契約締結前では比較的大きな賃金プレミアムが見られる一方で、契約締結後では、そうした賃金のプレミアムは消失している。なお、そもそも競業避止義務のタイミングについて覚えていないとする場合には、雇用者でも本業フリーランス相当の者でも賃金プレミアムが見られていない。

この背景として、賃金交渉力の強さが賃金に反映している可能性が考えられる。すなわち、労働者にとっての賃金の交渉材料として競業避止義務を用いている場合、より高い賃金要求が実現することにより、プラスの賃金プレミアムとして現れる。しかし、労働者がその存在

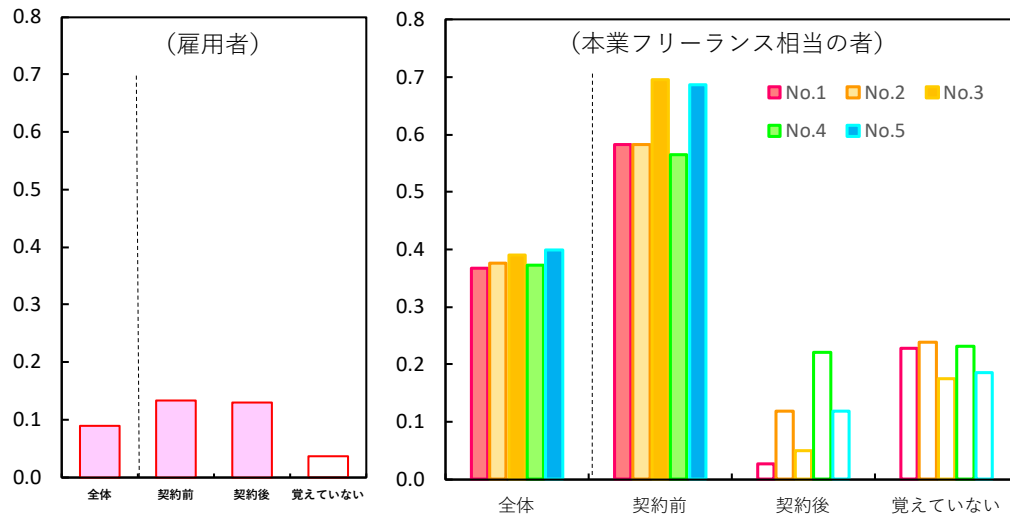
<sup>108</sup> ここで、自営業やフリーランス相当の者にとっては、賃金ではなく、経費を含めた事業収入であるが、以下では、便宜上まとめて賃金としている。

<sup>109</sup> ここで、賃金プレミアムとは、競業避止義務がある者の賃金が、競業避止義務がない者の賃金と比較して、個人の属性 (年齢、性別、学歴、就業形態等) や産業、職業をコントロールしても、なお残る賃金の上乗せ部分を指す。

<sup>110</sup> 契約前、契約後、覚えてない、からなる 3 つのダミー変数を推計式の説明変数としている。全体の推計式は補論 5 参照。

について覚えていない、あるいは契約締結の段階では競業避止義務を課されていることを認識していなかったという程度であれば、賃金交渉の材料として積極的に用いているとは考えられず、賃金にもプラスの影響を与えていなかった。

(図表 2-15① 競業避止義務の有無と認識時期(タイミング別)の賃金プレミアム)  
【賃金プレミアム】



(備考) 内閣府実施のアンケート調査結果(2019)より作成。色付きは、統計的に10%基準の水準で有意にゼロでないものを示す。その他の説明変数として、それぞれの推計式で、性別、年齢、年齢2乗、学歴(4区分)、雇用形態、東京都・大阪府・愛知県ダミー、主な仕事での産業及び職業ダミーあり。詳細については、補論5参照。

なお、こうしたタイミングの差により賃金プレミアムが異なる(前のプレミアムが高い)との結果は、雇用人に限られるものの、米国の先行研究の結果でも同様にみられた。

さらに、賃金プレミアムについては、①契約前よりも契約後の方が、また、②雇用人よりも本業フリーランス相当の者の方が、所得別に見たばらつきが大きい傾向がある(図表2-15②【賃金プレミアムのばらつき】)。所得階層別の上位20%と下位20%とに分けて、賃金プレミアムの大きさを比較すると、雇用人の場合の契約前で5%ptに対し、契約後では15%ptの差が見られる<sup>111</sup>。本業フリーランス相当の者の場合でも、賃金プレミアムは、契約前で13~29%ptの差であるのに対し、契約後では22~100%ptの差になっている<sup>112</sup>。

このように、賃金プレミアムについては、雇用人か本業フリーランス相当か、認識したのが契約前か後か、という違いに加えて、各所得ごとのばらつきが見られる。これは、競業避止義務が労使の間で明確になっていないことを示唆している。このことから、労働者にとっては、事前の契約締結の過程での競業避止義務の有無やその効果についての認識が重要になってくる。企業側には、競業避止義務への見返りとなる賃金等についての交渉ができるような対応、また政策面では、明確かつ公正なルール作りとその周知等が求められる。

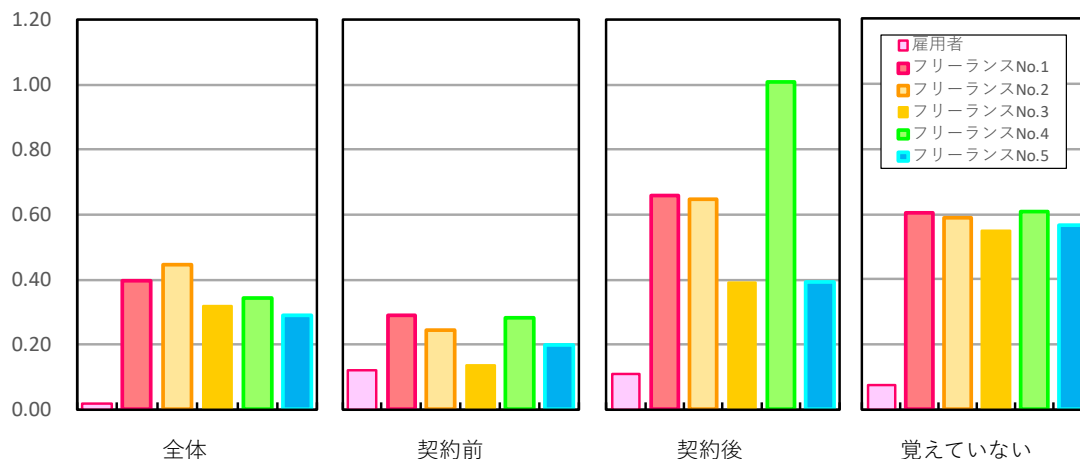
<sup>111</sup> 所得階層が高い方が賃金プレミアムが高い。

<sup>112</sup> ここでも、所得階層が高い方が賃金プレミアムが高い。



(図表 2-15② 競業避止義務の有無と認識時期(タイミング別)の賃金プレミアム)

【賃金プレミアムのばらつき<sup>(※)</sup>】



(備考) 内閣府実施のアンケート調査(2019)より作成。補論4に述べたウェイトバックにより全国に引き延ばした。

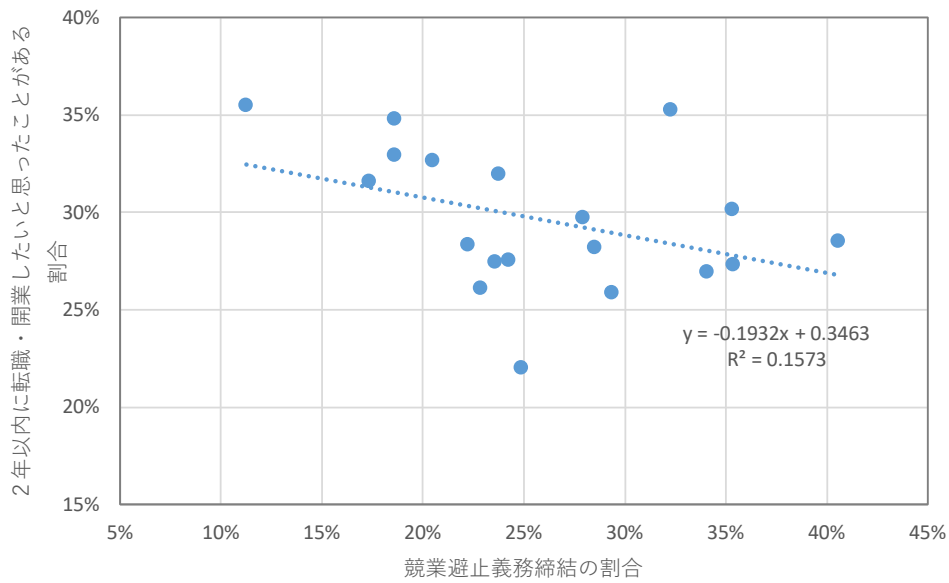
(※) 賃金関数の推計式に基づく上記賃金プレミアムの係数について、賃金階層別に並べた場合の上位20%と下位20%との差。詳細については、補論5参照。

さらに、賃金のほか、転職・開業希望についても、競業避止義務の効果を確認する。今回のアンケート調査結果によれば、「他の企業から転職の誘いや他の企業の仕事の打診を受けたことがあるか」との質問に対し、競合会社、非競合会社、競合会社・非競合会社どちらも受けたとの回答合計が全体の約2割いた。そのうち過去または現時点で競業避止義務があり、かつ当該競業避止義務によりそうした誘いを断った経験のある者が36.2%あった<sup>113</sup>。すなわち、転職の誘いがあっても1/3超が競業避止義務のために誘いを断っていたことが示されており、競業避止義務が転職や開業に与える影響の大きさが示唆される。そこで、転職又は開業希望と競業避止義務締結の関係について、雇用者を対象に、それぞれ産業分類にして<sup>114</sup>、その関係性を示した(図表2-16)。その結果からは、競業避止義務締結割合の高さが転職・開業の希望に対してマイナスの影響を与え得るとの関係性が示されている。この結果からは、過度な競業避止義務の契約によって、労働移動や開業という経済のダイナミズムを失わせることがないか、注視していく必要があることが示唆される。

<sup>113</sup> 補論4に述べた手法による雇用者データを用いて、正規・非正規(2区分)、転職制限・副業禁止・過去転職制限・過去副業禁止・過去現在で転職制限も副業禁止なし(5区分)、性別(2区分)、年齢(4区分)、学歴(3区分)の240セル区分でのウェイトバックにより全国に引き延ばした。

<sup>114</sup> 図表2-13(1)の産業分類と揃えている。

(図表 2-16 競業禁止義務と転職・開業希望の関係 (雇用者) (産業別))



- (備考)
1. 内閣府実施のアンケート調査結果 (2019) より作成。
  2. 競業禁止義務締結については「ある」「あるかもしれない」が対象。
  3. 産業分類や留意事項は、図表 2-13(1)と同様。なお、鉱業・採石業・砂利採取業についてはサンプル数が少ないためここでは除いている。
  4. 図表 2-13(1)の競業禁止義務締結割合との若干の違いは、図表 2-13(1)が補論 2 の 50,000 サンプルのデータを用いたのに対し、上記は、補論 4 (競業禁止義務に重点化した調査) の 15,716 サンプルのデータを用いたため。